

平成29年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成29年 3月 6日(月) 開会 午前10時 5分
閉会 午後 2時38分

場所 第7委員会室

出席委員 岡地優委員長
安藤友貴副委員長
松澤正委員、中野英幸委員、岩崎宏委員、荒川岩雄委員、鈴木弘委員、
浅野目義英委員、畠山稔委員、並木正年委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]
木村健司公安委員長、貴志浩平警察本部長、北澤一浩総務部長、
三田豪士警務部長、宮谷定雄生活安全部長、中村尚樹地域部長、
布川賢二刑事部長、後藤秀明交通部長、菊地道博警備部長、
鈴木幹男財務局長、佐伯保忠監察官室長、古田土等刑事部参事官、
南里秀夫組織犯罪対策局長、丹下浩之警務課長、田中正男生活安全部参事官、
田邊憲一地域部参事官、新井共実刑事部参事官、茅島広行運転免許本部長、
佐久間忠善交通部参事官、茂木誠警備部参事官、大塚健滋公安第一課長、
野口保祐総務課長、小川元一郎情報管理課長、平山毅会計課長、
近藤佑一生活安全企画課長、長嶋浩之子ども女性安全対策課長、
齋藤正士少年課長、林学保安課長、今泉忍生活経済課長、
大村正幸サイバー犯罪対策課長、千葉保治地域課長、
山田雅樹通信指令課長、作田隆志刑事総務課長、川上博和組織犯罪対策課長、
松村雅彦交通企画課長、新井文夫交通規制課長、小倉悦男交通指導課長、
永谷邦夫交通捜査課長、山口正人運転免許課長、南雲芳夫警備課長、
古川貴夫危機管理課長

[危機管理防災部関係]
槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、
加藤信次危機管理課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹、
市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長

[議員提出議案関係]
田村琢実議員、中屋敷慎一議員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第29号	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第31号	地上系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担額について	原案可決

議案番号	件名	結果
第44号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち警察本部及び危機管理防災部関係	原案可決
第48号	平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議第2号	埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 調査事項

議案番号	件名
第38号	埼玉県地域強靱化計画の策定について

3 請願 なし

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

松澤委員

- 1 埼玉県地方警察職員定数条例を一部改正し、警察官64人を増員することだが、増員分はどう活用する予定なのか。また、今後も更なる増員が必要と考えられるが、平成30年度以降の増員の見通しについても伺いたい。
- 2 本県の警察官1人当たりの負担人口はとても高いと聞いているが、今回の増員によって、少しは軽減されるのか。また、平成13年度以降、合計で全国1位の増員がされていると思うが、当時と比べて軽減されているのか。

警務課長

- 1 増員分の活用については、国から示されている増員の趣旨を踏まえ、ストーカー・DVや児童虐待等の人身安全関連事案対策の強化として30人、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺対策の強化として20人、国際テロ対策や東京オリンピック等に向けた事態対処能力の強化として14人を充てる方針である。平成30年度以降の増員については、国において、今後、検討されていくものと承知している。今後も、あらゆる機会を通じて、警察官の増員を積極的に国に対して働き掛けていく。
- 2 今回の増員によって、警察官1人当たりの負担人口は634人から631人に軽減されるが、負担人口は全国1位のまま変わらない。増員が始まる前の平成12年当時は、警察官定数が8,755人で負担人口は785人であり、現在と比べると約2割減となっており、着実に軽減されている。

松澤委員

警察官の増員後も埼玉は負担人口が全国1位とのことだが、人口負担が最低である都道府県はどこで、どのくらいなのか。

警務課長

警察官の人口負担が最低であるのは、警視庁の312人である。

中野委員

- 1 朝霞警察署庁舎設計費の減額補正について、補正理由が契約差金ということだが、庁舎設計費の契約差金が1億円になった理由を伺いたい。
- 2 交通安全施設整備費の国庫補助金交付額の決定に伴う事業費の減額が、約3億5,000万円とのことであるが、減額分についてどのように対応したのか、具体的に伺いたい。

財務局長

- 1 朝霞警察署庁舎設計費の事業には、庁舎の設計費のほかに、移転先の既存施設の解体工事費が含まれている。いずれも入札した結果、設計費は約4,400万円、解体工事費は約6,300万円、合計で約1億700万円の差金が発生したためである。

交通規制課長

- 2 補助金の交付額が当初の見込額を下回ったことから、当初予定していた様々な交通安全施設整備のうち、事業ごとに整備数を減少させた場合の交通安全上の支障の大きさについて比較検討して、優先度の低いものを選定し、それらの事業量を一部減少させた。多くは新たに設置すべきものを減少させたわけではなく、耐用年数が迫っていて更新すべき機器、施設について、更新数を減少させ対応したものである。具体的には、信号機のコンクリート柱の更新を570本予定していたが、25%減の425本とし、約1億円減額した。また、信号灯器のLED化を217式予定していたが、22%減の168式とし、約5,500万円減額した。このほか、信号機を集中制御する中央装置を3基更新予定であったが、1基とし、約1億5,000万円減額した。

中野委員

- 1 契約差金が発生した理由は、予算要求時の積算が甘かったのか、ほかに理由があったのかを伺いたい。
- 2 老朽化したコンクリート柱や中央装置の更新を減らしたことで、どのような影響があるのか伺いたい。

財務局長

- 1 予算要求額は、他部局と同様に単価を採用している。入札結果における落札率が、庁舎設計は78.4%、解体工事は75.3%と、予定価格との開きにより差金が発生した。なお、落札率は前回の岩槻警察署の際と同程度であった。

交通規制課長

- 2 信号機のコンクリート柱については、年1回、専門業者による全信号機を対象とした保守点検を行っており、更新の必要性や危険性の高いものから優先的に更新しているが、現時点では、更新数を削減したことによる交通安全施設上の問題は発生していない。中央装置については、数多くある信号機を一元的に管理するものであるが、万が一故障してしまった場合は、個々の信号機にあらかじめ設定されたプログラムで動作することとなり、滅灯や故障の発生はない。また、現在までに中央装置が故障したということもなく、交通安全施設上の支障は発生していない。

並木委員

- 1 車両維持費で減額補正とあるが、県警察で保有する二輪車を含めた車両の総数を伺いたい。
- 2 車両の更新基準はどのようになっているのか伺いたい。

総務部長

- 1 国費、県費含めた車両総数として、平成28年度時点で総数3,712台である。内訳としては、四輪車2,315台、白バイ、交番バイク等の二輪車が1,397台となっている。

財務局長

- 2 四輪車については、走行距離10万キロメートルを目安で更新している。これは、国の基準に基づいたものである。

荒川委員

補正予算の理由として、「節約による減額」とあるが、警察の業務における節約とは何であるか、伺いたい。

財務局長

執行したいが我慢しているというのではなく、例えばまだ使用できる工具を長持ちさせて使用するなどの理由による節約である。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

松澤委員

- 1 地上系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担額について、市町村の負担率が2分の1とあるが、見込まれる金額とその算定方法を伺いたい。
- 2 市町村ごとに負担額に差は出るのか。差があるとすれば、それは各市町村の財政規模や面積によるものなのか。

消防防災課長

- 1 負担額はおおむね600万円程度を想定している。内訳は、端末としての電話機、FAXなどの通信機器費と、それらを設置する配線工事費等である。
- 2 整備内容はほぼ同じであるが、市町村ごとに機器の設置場所に違いがあるため、配線の長さなどにより負担額の差が生じる。市町村の財政規模や面積による違いはない。

中野委員

- 1 地上系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担について、市町村への財政支援はあるのか。
- 2 再整備事業計画の年度分けはどのように決めたのか。
- 3 アナログからデジタルへの移行期間はどのようになっているのか。

消防防災課長

- 1 市町村は、「緊急防災・減災事業債」という、起債充当率100%で交付税措置もされる非常に有利な地方債を利用できる。
- 2 地上系防災行政無線には3つの系統があり、各市町村はいずれかの系統に属しているが、前回は再整備の順に合わせて、系統ごとに再整備する計画としている。
- 3 平成16年に、デジタル化を促す文書が総務省より出ているが、移行期限は特に定められていない。

荒川委員

防犯や防災の予算は備えるためのものであり、事業の成果が見えにくいですが、必要があるものはきちんと使うべきであり、無理して節約することはおかしいと考える。備える予算を無理に節約することは問題があると思うが、そのようなことはないか確認したい。

危機管理課長

減額補正のうち最も大きなものが、ガスを利用した非常用電源装置の契約差金である。

荒川委員

無理して節約していないか、再度質問する。

槍田部長

十分な体制が取れるように予算を計上している。事業の目的に従ってきちんと執行していく。

松澤委員

補正予算に関して、防災ヘリコプター総合運航管理費の減額の内訳を伺いたい。

消防防災課長

減額の内訳としては、旅費、需用費や役務費等の減額分である。

松澤委員

同予算自体の内訳はどうなっているか。

消防防災課長

運行管理の業務委託が3億3,594万4千円、防災ヘリコプターの運航や災害活動に必要な部品、修繕費等が2億3,063万5千円である。

松澤委員

昨年度は何回出動したか。

消防防災課長

平成27年度の実績で、火災14件、救助27件、救急9件、他県応援44件、その他調査等3件で、合計97件の出動があった。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【調査事項に対する質疑（危機管理防災部関係）】

中野委員

- 1 行動指標は7つあるが、県の地域強靱化全体の進捗を把握できる指標はないのか。
- 2 県が策定した後、市町村は地域強靱化計画を作るのか。また、国、県、市町村それぞれの計画はどのように関係するのか。

危機管理課長

- 1 地域強靱化計画の内容は非常に幅が広いため、あらゆる事態を想定した全体を表す指標を設定することは難しい。有識者からも、数値指標だけでは計画全体の進捗を評価できないとの意見を頂いており、有識者による専門的な見地からの外部評価を行う予定である。
- 2 国土強靱化基本法には、県と市町村は計画を作成することができ、作成する際には、国の国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。法令にはないが、市町村には県の計画を参考にして計画を作ってもらいたいと考えており、

国及び県の計画と調和の取れた計画が策定できるように助言を行っていく。

中野委員

- 1 行動指標で計画全体も進捗を表すことができないのであれば、この行動指標自体が何なのか疑問である。行動指標はある程度計画を網羅できるものでなければ説明できないのではないか。
- 2 地域強靱化計画は何年にわたるものと考えているのか。

危機管理課長

- 1 7つの行動指標については、5つの基本目標を代表的に表すものとして設定し、目標の進捗管理にきちんと使えるものである。
- 2 本計画は地域強靱化に関する指針という位置付けであるので、絶え間なく見直すことが必要であると考えている。ただし、国の基本計画もおおむね5年ごとに見直すこととされていることから、おおむねレベルを合わせた見直しも行っていく。

中野委員

「本県の強靱化の方向性」について、事前に備える目標の一つに「首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする」とあるが、首都機能のバックアップは非常に重要であり、東京都ともっと連携していくべきではないか。また、国土強靱化における本県の担う役割として広域的な支援の「つなぎ役」とあるが、つなぎ役とはどういう意味か。

消防防災課長

国の計画に、本県に救助部隊や広域物資輸送の拠点が置かれることなどが位置付けられており、広域的な支援の「つなぎ役」として、これらの拠点を活用して広域から集まる救助部隊や救援物資を首都東京に送り、支援していく。

松澤委員

主な取組の中で「清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化」とあるが、5か年計画特別委員会で修正可決された「安全な水」との表記と「清浄な水」は同じものを指すとの理解でよいか。また、同じであれば表記を統一すべきではないか。

危機管理課長

大きな災害の際の「安全な水」だと、単に有害物質が含まれていないイメージである。本計画で「清浄な水」と表記した理由は、有害物質が入っていないということだけでなく、安心して飲める水として、異常な臭いや濁りがないといった飲用に適した水を表すためこの表記とした。

岩崎委員

松澤委員の質問の趣旨は、5か年計画特別委員会で、「安全な水」とした修正案を可決しているので、次期5か年計画の表記とそろえた方がいいのではないかとということだ。

危機管理課長

この案で地域強靱化計画を議案提出している。次期5か年計画と表記を合わせた方がいいとの御意見であれば、修正いただきたい。

並木委員

「本県の地域特性」について、人口等のデータが古いのではないか。

危機管理課長

人口については平成27年の国勢調査の最新データがあるが、就業者及び通学者数についてのデータが現時点で公表されていないため、平成22年国勢調査のデータで統一している。

中野委員

- 1 「施策分野ごとの取組の方向性」の「(5) エネルギー」の「イ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保」について、先日の5か年計画特別委員会の審査の中で、「県は補助金などによる太陽光発電の導入支援を予定していない」との発言があったが、どのように住宅用太陽光発電の導入を促進するのか、具体的な取組について伺いたい。
- 2 同じく「イ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保」について、「住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する」とあるが、「等」とは何か。

危機管理課長

- 1 環境部では、太陽光パネルメーカーなどとの協定による「埼玉あんしんモデル」の推進などにより太陽光発電の設置を進めていくとのことである。
- 2 「等」は太陽光発電設備以外のものという意味合いであり、いわゆるエネファームや太陽熱でお湯を沸かす設備などを指す。今後も技術の進歩により様々な設備が出てくることが考えられるので「等」と記載している。

中野委員

- 1 太陽光発電の補助金を出さないで実施するモデル事業とは何を行うのか。
- 2 太陽光パネルのみを太陽光発電設備と言っており、それ以外の部分のエネファームなどは「等」に含まれるということか。

危機管理課長

- 1 内容の詳細については把握していないので、この場では回答できない。
- 2 太陽光発電設備以外のものという意味で、エネファームなどの別の手段が含まれるということである。

木下委員

行動目標5「生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する」の「ウ 強靱化に向けた主な行動」の中で、「県有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れる。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進める」との表記があるが、太陽熱の導入は県有施設に対してということなのか。また、その後の「地域のエネルギーは地域でまかなえるよう住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進する」は、県有施設に促進するのか、県民への導入促進なのか、どちらなのか確認したい。

危機管理課長

「県有施設の」から「給湯設備の導入を進める」までは県有施設に関するものである。その次の文は県民に対するものである。

安藤委員

- 1 東日本大震災のときには、救援物資を仕分ける場所がないという問題があった。計画ではどのように想定しているのか。
- 2 被災時に建物倒壊により道路がふさがった場合に必要な重機の確保や建設会社との協力体制についてはどこに記載されているのか。また、県土整備部と連携しているのか。
- 3 橋りょうの倒壊については、具体的に特定の橋りょうが倒壊した場合のシミュレーションをしているのか。

危機管理課長

- 1 救援物資の輸送については、「施策分野ごとの取組の方向性」の「(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション」の中の「平常時からの連携関係の確立」に記載している。平常時から民間事業者との連携の強化を図っていく。
- 2 道路の啓開については、「施策分野ごとの取組の方向性」の「(8) 交通」の中の「道路ネットワークの整備・通行の確保」に記載している。大規模災害に備え、県土整備部などにおいて、重機の確保や把握を含めて道路啓開の強化に向けた施策を進めていることから、それらの関係部局と連携していく。
- 3 橋りょうの倒壊については、「施策分野ごとの取組の方向性」の「(8) 交通」の中の「道路施設の耐震化等による安全性の向上」の中に、橋りょうの耐震補強を進めることを記載している。県土整備部からは、具体的な橋りょう倒壊のシミュレーションについてはこれからの課題であると聞いている。今後更なる適切な維持管理を行うため、県土整備部で新たな橋りょう点検、修繕履歴データを収集したシミュレーションを行って検証するとのことである。

安藤委員

- 1 救援物資の仕分け場所の確保について確認したい。
- 2 重機の確保や把握をしているか確認したい。

消防防災課長

- 1 民間事業者と連携した上で準備している。

危機管理課長

- 2 県土整備部において対応しているところである。

安藤委員

重機の確保について、県土整備部と連携して危機管理防災部でも把握すべきではないか。

危機管理課長

危機管理防災部でも、県土整備部と連携した上で把握していく。地域強靱化計画全体で進捗を把握していく。

岩崎委員

- 1 7つの行動指標で把握できない取組の進捗管理はどのように行うのか。
- 2 外部有識者による総合的評価とはどのようなものか。
- 3 様々な取組が列挙されているが、取組の重点化は図っているのか。

危機管理課長

- 1 7つの行動指標以外にも地域強靱化に関連した指標がある。次期5か年計画の指標や、「首都直下地震に備える埼玉減災プラン（震災対策行動計画）」の指標も用いて進捗管理を行っていく。
- 2 指標化、数値化になじまない施策について、外部有識者による総合的な評価を行う。例えば、「必要不可欠な行政機能を確保する」という行動目標に対応して、主な取組として「行政機関の業務継続の確保」を掲げているが、そのための業務継続計画は、作って終わりではなく、被災時に機能しなければならない。中身が適切に機能するかという点はなかなか数値化できないことから、こうしたものについて、外部有識者の専門的な見地から評価をお願いする。具体的な進め方や基準等は、来年度以降に有識者の意見を聞いて決めていく予定で、現時点ではまだ決まっていない。
- 3 計画中の「重点的に推進する取組の設定」のとおり、取組の重点化を図っている。18の「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に関する取組について重点的に取り組んでいきたいと考えている。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第2号議案）】

岩崎委員

本議案の提出に先立ち、自由民主党埼玉県支部連合会のホームページ等で約1か月間のパブリックコメントを行ったとのことだが、その概要について伺う。また、山岳連盟や消防隊などの関係団体からも意見は聴いたのか。

田村議員

自由民主党としてこの条例案を団会議に諮った上で、1月6日から2月5日まで県民コメントを実施した。また、関係団体として、県防災航空センター、秩父消防本部、埼玉西部消防組合飯能日高消防署、県山岳連盟からヒアリングを行い、意見を伺った。

松澤委員

手数料の対象となる山岳救助は、どのようなものが該当するのか。山間の谷や沢などで発生した遭難事故は対象となるのか。

田村議員

手数料は、防災ヘリコプターによる救助が必要となる山岳地帯で発生した遭難事故が対象となる。具体的には、地元消防本部は登山道の入口よりも奥など、救急車が入ることが難しい地点への出動を山岳救助としている。防災ヘリコプターは、比較的高度が高い地点で生じた遭難事故の際に出動することになっていることから、そのような場合が該当することとなる。また、山岳地帯には山間部も含まれているため、そこを流れる川で遭難事故が発生し、防災ヘリコプターに救助された場合は、手数料徴収の対象となるものと考えている。

中野委員

本県の要請により出動した他県の防災ヘリコプターが、遭難者を救助した場合は、手数料を徴収することはできるのか。また、本県の防災ヘリコプターが他県の地域内で救助した場合、手数料を徴収することはできるのか。

田村議員

ここ数年、他県の防災ヘリコプターが本県内で救助した事例はないと聞いている。仮に事例が発生した場合は、本県の要請により出動して救助したものであるため、本県防災ヘリコプターの事例に準じて本県が手数料を徴収できる可能性はあるが、限界的な事例であると考えられる。また、本県の防災ヘリコプターが他県の地域にいる者を救助した場合、手数料を納付する義務は発生しないものと考えている。行政範囲上の問題であり、条例の適用範囲について地域的な限定があるため、致し方ないと考えている。

中野委員

県境における救助の場合は非常に判断がしづらい部分があると思うが、その点についてどう考えるか。

田村議員

まずは、本県か他県か、救助地域を確定すべきものと考えている。今はGPSがあることから、救助した地点が特定できるため、本県の地域内であれば手数料を徴収し、本県の地域内でなければ納付義務は発生しないものと考えている。

鈴木委員

手数料徴収の対象となる「登山者等」の「等」はどのような方を指すのか。また、手数料徴収の対象外として告示するのはどのような方を想定しているのか。

田村議員

「等」とは、溪流釣りやロッククライミングなど、登山以外の目的で入山する方を指している。また、告示で対象外とする方については、山岳における捜索活動や救助活動などに従事する方、林業に携わる方や山間部に住んでいる方などを想定している。なお、報道関係の者が山岳遭難者を取材するために入った場合は、公的な業務として対象外の範囲に含まれるが、自ら山を撮影するために行くといった場合は公的な業務ではないため、手数料徴収の対象になると考えている。

荒川委員

先日の新聞報道で、遭難者が救助要請をちゅうちょする場合がありますという知事の発言が紹介されていたが、どのような事例が想定されるか。

田村議員

条例が施行されても、救助体制が変わるものではない。現状でも、救助要請があった場合は、まず地元の消防本部に連絡が入り、その消防本部が防災ヘリコプターを呼ぶ必要があるか否かを判断するため、遭難者が要請をちゅうちょするような状況は発生しないものと考えている。また、過度な負担とならないように、手数料の額を実際にかかった燃料費にとどめている。さらに、経済的に困難な状況にある生活保護受給者等については、手数料を

減免できることとしている。御指摘のような有料化によって救助要請をちゅうちょするような事例は、実際には生じないものと考えている。

並木委員

3月2日付け埼玉新聞に、「軽装備での安易な登山、無謀な登山が少なくない」との記事があったが、現在、実際に安易な登山や無謀な登山の人数がどれくらいか把握しているのか。

田村議員

無謀な登山数は把握していない。

並木委員

把握していないのであれば、条例の施行によりどれくらい減少するのか分からないと思うが、無謀な登山の減少につなげたいのであれば、現状をなぜ把握していないのか。

田村議員

登山者の全てが登山届を提出している状況ではないため、山にどれだけの人数が入っているか、調査することはできない。この点について行政側に聞いてもらっても構わないが、その数が行政側で出せない以上、私どもは把握していないとしか言いようがない。

並木委員

平成22年から平成27年までに11件から34件の出動要請があったと聞いているが、この中に無謀な登山がどのくらいあったかも把握していないという状況か。

田村議員

無謀な登山の定義ができないことから、救助者がどのような状況であったかということの把握は困難である。また、救助隊員に、無謀な登山かどうかを判断させる状況も想定しづらい。

並木委員

1月6日から2月5日まで行われたパブリックコメントについて、新聞等では15件の意見が寄せられたとのことであったが、提出件数の内訳は、個人と法人等の団体でそれぞれ何件か。

田村議員

全て個人で15件である。

並木委員

パブリックコメントの意見募集通知には、県民の皆様の御意見を反映するためとあるが、反映したのはどういった意見か。

田村議員

県民の皆様から多様な意見を募集し、条例に反映できればという意図でパブリックコメントを実施したが、採用させていただいた意見はなかった。

並木委員

寄せられた意見の内容について伺いたい。

田村議員

賛成意見は6件あり、内容は、条例の趣旨に賛同するというものであった。反対意見は9件あり、主に山岳連盟等に所属している方から頂いている。内容は、無謀な登山を抑止するためには、手数料を徴収することよりも、先に登山道の安全性の確保、案内板の設置などの安全対策や、登山ルート of 難易度付けをするグレーディングなどを行ってほしい、というものであった。

並木委員

先ほどの答弁において、救急車が入れないようなところは川も対象になる、ということであったが、山岳という線が引いてあるわけではない。そうすると、例えば、河原で溺れたり、天候急変で中州に取り残されて流されてしまったり、キャンプをしていたら河川が増水して流されてしまった、という場合は手数料徴収の対象になるのか。

田村議員

現地の消防本部が山岳地帯として活動するのであれば、対象となる。

並木委員

事故の通報があった場合に、現地の消防本部が防災ヘリコプターを要請するとのことだが、その判断は、現場の隊員と消防本部のどちらが行うのか。

田村議員

先ほども説明したとおり、現状においては、現地の消防本部が山岳救助に向かうか向かわないか、救助活動をするかしないかを定める。それは改正条例施行後も変わらないという想定である。

並木委員

地元である秩父地域の観光の関係者からは意見を聴いたのか。

田村議員

6年前の本条例の制定時には、有料化の問題もあったことから、現地の観光関係の方々の御意見を伺ったことがある。その御意見を踏まえ、私どもは有料化が観光に全く影響しないものと捉えたため、今回は観光関係の方々の御意見は全く伺っていない。

並木委員

観光に影響しないとのことだが、新聞記事では、秩父観光協会の田代氏は、有料化を余り良くは思っていないと書いてある。川越から長瀨、秩父へ回るルートを県でもPRしているが、観光客の動向や、シルバー世代の登山者等にも影響が出てくるのではないかな。なぜ意見を聴かなかったのか不思議に思う。これを踏まえ、もう一度見解を伺いたい。

田村議員

同じ新聞記事に記載があったと思われるが、遭難するために山へ入る方はいらっしゃる。登山をする方々はしっかり準備して行くし、手数料を徴収されるために行くわけではない。また、ハイキング程度の山では防災ヘリコプターによる山岳遭難救助をしたことがない。これらのことから、観光には影響がないと考えている。

並木委員

登山道の整備や案内板の設置による注意喚起等を先に行うべきとも考えるがどうか。

田村議員

登山道や案内板の整備等については、山岳連盟の方々からもよく御指摘を頂いているが、行政コストの側面、どこまでを山岳とするのかということや、安全に舗装された道の登山で楽しいのかといった問題がある。なお、山のグレーディングの問題も含んでおり、ハイキング程度の山道に関しては、懸念されている観光面での影響は皆無だと考えている。

並木委員

先ほど地元の観光関係者に意見を聴いていないとの答弁があったが、条例第7条に「その他関係機関との相互に綿密な連携」とあることから、手数料徴収に当たっては、更に綿密な連携が必要ではないか。

田村議員

今回の条例改正は第10条を付加するものであり、整合性は全く問題がないと考える。

並木委員

私は十分に関係があると思う。手数料を取る上で、関係機関との連携が一番大事になるのではないかと。

田村議員

先ほども説明させていただいたが、地元の消防本部は、防災ヘリコプターの手数料を徴収する事務を行うわけではなく、今までと全く同じ形で救助活動を行っていただく。事務的負担については、消防防災課において、対象者に手数料の納付書を送付するなどの業務が増えるだけである。

並木委員

施行日が平成30年1月1日とのことだが、周知について、県民は新聞等で見ているが、県外の者への周知はどのようにするのか。

田村議員

登山者は、特に夏に多いと伺っていることから、一夏の間は、飯能市や秩父市等の山岳地帯への訪問者に周知ができると考えている。条例の制定の告知等については、我々も知らない手数料条例等が他県でもあることを勧告すると、それと同じ問題であると考えている。

並木委員

燃料費を基に手数料を定めるとのことだが、防災ヘリコプターは、機種によって機体の

大きさも燃料消費量も異なることについてはどのように考えているのか。

田村議員

防災ヘリコプターによる山岳救助については、平均して約1時間を要している。現在のジェット燃料代が、1リットル当たり125円くらいであることから、1時間で約360リットル消費する「あらかわ2」は、おおよそ4万5,000円、少し大きく1時間で約550リットル消費する「あらかわ3」、「あらかわ4」は、おおよそ6万8,000円になる。金額は飛行時間や燃料単価により変わるため、実際には救助に使用した燃料代を請求することを想定している。5万円の定額ではないことを御理解いただきたい。

並木委員

実費を徴収するという考え方でよいのか。

田村議員

そのとおりである。

並木委員

防災ヘリコプターの中や、病院に收容されてから本人が死亡した場合、どうなるのか。

田村議員

死亡かどうかは医師が判断するため、救助中や搬送中に亡くなることはない。心肺停止状態で搬送するということはあり得る。

並木委員

医師が死亡と判断した場合、手数料の徴収はどうなるのか。

田村議員

家族に請求させていただくことになる。

並木委員

外国人の場合も同じでよいか。

田村議員

同様である。

並木委員

手数料の徴収を行うと判断してから請求まで、どれくらいの時間がかかる想定か。

田村議員

その点については、施行日までに要綱等を策定した上で徴収する体制を整えていただくため、私が事務について述べる立場にはない。

並木委員

施行日までに体制整備等が整うのか、執行部に伺いたい。

消防防災課長

現時点では分からないため、お答えできない。

並木委員

航空法について国交省へ問い合わせ、手数料は徴収できるとの見解であったとのことだが、一方で、手数料徴収の面で、総務省には照会したのか。

田村議員

国土交通省からは、手数料が徴収できると言われているのではなく、航空事業に当たらないと回答を頂いている。総務省に対しても、手数料の取扱いについて照会しており、自治体が判断するものであるとの回答を得ている。

並木委員

手数料については、行政実例などを見ると「要求に基づき、主としてその者の利益のために行う」とある。要救助者からの要求ではなく、消防本部から救助要請があった場合でも、手数料は徴収できるのか。

田村議員

地方自治法第227条には「地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができる」とのみ定められており、役務の提供に当たって本人から要求があったことを、手数料徴収の要件とはしていない。

並木委員

先日の本会議で、共産党の前原議員からの「現場では要救助者が拒否した場合でも救助は行われる。手数料について、本人の意思に関係なく納付させることができるのか」という旨の質問に対し、田村議員は「本人の同意は必要とされていない」と答弁しているが、私は、手数料の納付義務は、本人が要求しないと発生しないと理解している。この点についての見解を伺う。

田村議員

私もは、手数料の納付義務の発生は、本人の同意があるかないかにはよらないと理解している。平成15年4月1日に廃止された事例だが、牛乳検査手数料条例に基づく検査手数料は、条例や実施概要を見ると、乳業者の申請に基づいて検査を行うものではなく、知事の命を受けて検査員が検査を行い、乳業者から手数料を徴収していたという事例がある。よって、本人の同意は必要ないと解釈している。

木下委員

- 1 第10条の登山者等の定義の中に、上空から入山した者、例えばグライダーなどで墜落した方は含まれるのか。
- 2 スキューバダイビング等のマリンスポーツで救助が必要になった場合でも、山岳救助同様、海上保安庁がリスクを負って救助しているが、そのような事案とのバランスや公平性についてはどう考えているのか。
- 3 附則第2項に「山岳遭難に係る緊急運航の危険性を踏まえて、航空機の運航の安全を

より一層確保できるよう、引き続き検討を行う」とあるが、この検討には、平成22年の事故も踏まえて本田航空の操縦士を任期付きの公務員にすることや、自衛官OBを操縦士に採用して運航するなど、航空隊の運用上の課題解決も含まれているのか。

4 同じく、検討の中には、業や、生活上の必要以外のレジャー等で立ち上がった場合等の判別に関する新しいガイドラインの検討も含まれているのか。

田村議員

- 1 提示のあった方については、登山者等の定義に含まれると解する。
- 2 マリンスポーツ等との公平性については、条例案を作成する際に我々も協議したが、本県は幸いにして海がなく、こういった整合性を図る必要性がないため、山岳における公費支出と受益者負担とのバランスを図ることになったものである。
- 3 民間に委託している操縦士等の問題については、我々も以前から大きな懸念を抱いている。早急にパイロットを公務員にすべきであるし、現状でも附則の中で規定していることであるため、継続して検討されるものと考えている。
- 4 入山者や遭難者の定義はガイドラインで示すものではなく、現地の救助隊が判断するものであり、今までと全く変わらない運用で問題はないと考えている。

木下委員

今回の条例改正は他県に先駆けたものであり、平成22年の事故以降、独自に検討してきたものである。有料化が全国的に注目されて他県にも波及した場合に、そこでマリンスポーツとの公平性なども検討されると考える。本県は海がないから他県の検討までは考慮しないということではよいか。

田村議員

頂いた質問は、なぜ本県が先に有料化しなければならないか、ということと同じであると考えているが、こういった課題はどこかが先に突破しないと全国に波及しないと考えている。さらに、残念ながら本県は平成22年に救助中に防災ヘリコプターを墜落させてしまったので、課題解決を一つ一つ取り組んでいく必要がある立場であると考えている。このため、当時、本条例を制定させていただき、また、積み残した課題を今回の改正条例という形で提案させていただいているところである。この先、こういった動きが全国に波及して、各都道府県において、防災ヘリコプターの運航に関する条例の制定や、マリンスポーツ等の問題の検討がなされ、さらには、国において全国统一の規定等が策定されればと考えている。

浅野目委員

パブリックコメントを実施されたことには敬意を表したいが、賛成6件、反対9件と、反対の方が多いのにもかかわらず条例化を急ぐのはなぜか。

田村議員

反対意見は、県山岳連盟に所属している方々からのものがほとんどであり、内容としては、有料化よりも、登山道等の整備が先ではないかというものである。我々は、登山道等の整備と今回の条例改正による有料化は全く違う方向の取組であると考えている。受益者負担の公平の観点をよく御理解いただけていないのかなと感じた。

浅野目委員

先ほども県山岳連盟から十分に意見を聴いたとの答弁があったが、同連盟は秩父地域における山岳関係の最高意思決定機関ということでのよいのか。

田村議員

私は同連盟のメンバーではないので最高意思決定機関か分からないが、県内で山岳を主とする団体の集まりだと伺っている。

浅野目委員

1月5日に県山岳連盟から意見を聴いたと伺っている。この意見交換が今回の条例改正の背中を随分と押したと考えるがどうか。

田村議員

日程については、都合によりその日しか設定できなかったものである。同連盟の御意見は、時代背景や自己責任の観点から、手数料程度であれば有料化は仕方がないだろう、というものであった。会話の最後の方に、登山の安全の確保に関する話が出たことは記憶しており、議事録も残っている。この意見交換では、同連盟からは大反対だというような話はなかったが、その後、パブリックコメントを実施する中で、同連盟に所属する方々が、反対意見として、登山道、案内板の整備やグレーディングの必要について強く訴えられたという経緯がある。

浅野目委員

先日、県山岳連盟の下部組織とも言える秩父山岳連盟や、山小屋の小屋番の方々から意見を聴いたところ、この条例には大きな疑問があるとのことであった。また、秩父山岳連盟や秩父観光協会からも、有料化に反対する要望書を発信する予定であると聞いており、私はその一部を先立って頂いてもいる。内容は、「現場で命を救うために先頭に立っている我々には一切相談がない」というものである。山岳関係者や山小屋を代表する団体を交えてのこの問題に関する議論の熟度が高くないのではないかと考えるが、見解を伺う。

田村議員

秩父山岳連盟も県山岳連盟に加盟している。組織内の相談体制は、我々には知る由もない。きちっと県山岳連盟からヒアリングしており、今さら現地から話を聴いていないと言われても、私どもは誠意を尽くしてこの議論をスタートさせていただいていると考えている。また、要望書は配られるのかもしれないが、仮定の話委員会場でされても答えようがない。

浅野目委員

仮定ではなく、実際発送されるという話である。なお、県山岳連盟には、奥秩父山岳会や両神山岳会が加盟していないことから、同連盟だけで県内山岳団体を統一した意思表示はできない。ついては、意見収集の方法に誤りがあったのではないかと考える。道に迷うことが滑落や遭難につながることから、道しるべの設置など、登山道の整備を優先するのが特効薬だという意見があるが、どう考えるか。

田村議員

意見聴取していないのではないかという懸念を示されたが、県民一人一人に聴くわけにはいかないことを踏まえ、パブリックコメントという形で公に意見を聴いている。また、登山道の整備は、条例改正と別の話だと考える。調査したところ、登山道の整備には何千億円、何兆円の費用を要するとのことである。ヒアリングの際に、GPSの活用について呼び掛けをしたところ、年配者は使えないという応答もあったが、私どもとしては、受益者負担の公平の観点から、しっかり装備をして山に登っていただきたいと考えている。

浅野目委員

登山届の提出やGPSを含めた装備の充実についての周知が重要であり、山岳救助隊などでは、ホームページや大きい掲示板でPRしている。この点について見解を伺う。

田村議員

平成22年に本条例を制定する際に、有料化について議論を行った。登山届を提出していない方を対象に有料化すべきではという意見があったが、調査をすると、山の入口は多く、登山届の受理を行政で管理しきれないという課題があった。登山届の提出は登山者が意識を持って主体的に行うべきものであって、行政で行うことには限界がある。この点の啓発を山岳連盟の方からも行っていただければと考える。

浅野目委員

本会議や本委員会において、田村議員からの提案説明の中で、「山岳遭難の発生件数は高止まり」という表現があった。実際は、防災ヘリコプターの県内の出動件数は、平成25年度、平成26年度、平成27年度で、140件、99件、53件と減少している。火災出動も11件、18件、14件であり、トレンドとしては平準化している。救助は、56件、44件、27件、うち山岳救助は、34件、26件、11件であるなど、トレンド的には減少している状況である。高止まりというのは、どこを指しているのか。

田村議員

救助ではなく山岳遭難の件数の状況を表したものである。トレンドとしては、平成24年度が45件、平成25年度が67件、平成26年度が69件、平成27年度が62件、平成28年度が56件である。このため、高止まりという表現を使った。

【議第2号議案について関係者に参考人として委員会へ出頭を求める動議の説明】

浅野目委員

動議を提出する。日本初の、山岳救助のヘリコプターの有料化条例について、議論はし尽くしたのかということに、非常に大きな疑問がある。パブリックコメントが行われているものの、反対の数が多いことに加え、山岳の現場に近い立場である、観光協会、秩父山岳連盟や山小屋番の方々が、ほとんど一人残らず反対の意思表示をしている。そういった中で、この条例案を通過させていくことに対して、非常に心配をしている。さらに、地方自治法第227条に関する手数料の取扱いについては、総務省への文書での確認を一刻も早く行っていただきたい。これらのことを踏まえ、公平を期すために、本条例案について、自民党が中心となってヒアリングをされた賛成の方々と、多くいらっしゃると推認される反対派の方々の双方を、その人数や団体数の決定は委員長に任せるにしても、参考人としてお越しいただく手順を取っていただきたい。

【議第2号議案について関係者に参考人として委員会へ出頭を求める動議に対する討論】

松澤委員

自民党県議団は、本条例改正案の提案に先立ち、1か月間の県民コメントを広く行い、県民の皆様の意見を募集したほか、山岳団体等の関係者にヒアリングをするなどし、幅広い意見をお聴きする機会を設けた。それらを基に課題の洗い出しやそれを踏まえた検討が行われた結果として本議案が作成されている。これらのとおり、既に幅広く意見を聴取し検討を重ねていることに加え、本日は説明の体制も整っており十分に疑問点の解消ができると考えられることから、本委員会における参考人招致の動議については賛成できない。

並木委員

参考人の招致に賛成する。改正内容について広く周知をしたとのことであったが、パブリックコメントでの意見が15件という状況である。議論を深めていく上で、幅広く意見を聴取したいので、参考人を招致することに賛成である。

木下委員

動議に反対である。動議を提案いただいた意図は分かるが、一方で、その前の質疑を聞いたことにより、反対とした。数多くの知事提出議案の条例案についても、今回の改正条例と同様に、様々な意見を聴いた上で提出されている。負担を求められる側の意見を重んじれば、どんなものでも反対となる。条例の制定は、関係者の意見を相対的に捉えながら、県民の利益を最大化するためのものである。これらを踏まえると、委員会での質疑・答弁が不十分だから関係者を呼んで質疑をするという対応は、今後の同様の案件における先例となってしまうものであるため、賛成しない。

岩崎委員

反対の立場で討論する。慎重審査をしていただき、また、浅野目委員からも秩父地域に対して配慮を頂き、地元の間人として心から感謝を申し上げる。ただ、今回の議案は、防災ヘリコプターの受益者負担の公正を図るための手数料の条例改正である。浅野目委員や他の委員に御心配いただいたのと同様に、地元の間人からも私に対して、影響が出るのではないかと連絡を頂いた。懸念もあるが、秩父に登山・ハイキングに来ていただいた方が、無事登って下りて、楽しく帰っていただく必要がある。そのため、登山者やハイカーなどに、モラルの向上、登山計画の作成や装備の充実を促すという啓発活動が先だと考える。登山道の整備が先であると口で言うのは簡単である。しかし、登山道は何百、何千とあり、整備には何兆円もかかる。また、整備されたところは楽しくないという意見もある。標識などは、地元の山岳連盟、ボランティアの皆さんなど、山を好きな方が作ってくださっており、我々も応援している。先ほどから、有料化と登山道の整備等という、議論が別のものが、一緒にされてしまっており、感情が先になっている。秩父山岳連盟の方も、一緒にしてしまっていると思う。これを契機に、周知や啓発を推進していただくよう、執行部をお願いしたい。山へ行くのは楽しみがあって行くのであって、誰も遭難しようと思っでは行かない。手数料というのは受益者負担である。昨日も長野で防災ヘリコプターが墜落した。十分な訓練をした上で、隊員の方は使命感で行っている。本県でも、平成22年に秩父で防災ヘリコプターの墜落が発生してから、本条例の制定の検討を行い、その際に、防災ヘリコプターによる救助において手数料を徴収することについても議論をした。これからは、多くの人に秩父に来ていただきたい。楽しんでいただき、けががなく無事に帰れ

るように、登山計画の作成などを啓発することについて、執行部の皆さんにお願いしたい。

畠山委員

岩崎委員の発言に賛成するところもある。一方で、秩父にはハイキングなどでかなりの方が来訪していると聞く。そんな中、浅野目委員が発言したとおり、登山道の整備や、啓発を進めるのが一番であると考え。そういったことをまず行い、また、秩父の関係業界の方々の意見を聴いてから、受益者負担の公平を図るための有料化について決めても遅くはないと思う。浅野目委員からの参考人招致に賛成する。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし